

市町村の合併の特例等に関する法律（抜粋）  
（平成16年5月26日法律第59号）

（構想の作成等）

- 第59条 都道府県は、基本指針に基づき、当該都道府県の区域内において自主的な市町村の合併を推進する必要があると認められる市町村（以下「構想対象市町村」という。）を対象として、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関する構想（以下この条において「構想」という。）を定めるものとする。
- 2 構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 自主的な市町村の合併の推進に関する基本的な事項
  - (2) 市町村の現況及び将来の見通し
  - (3) 前号の現況及び将来の見通しを勘案して、推進する必要があると認められる自主的な市町村の合併に係る構想対象市町村の組合せ
  - (4) 前号の組合せに基づく自主的な市町村の合併を推進するために必要な措置に関する事項
- 3 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項に規定する市町村合併推進審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 都道府県は、構想を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村合併推進審議会）

- 第60条 前条第3項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、自主的な市町村の合併の推進に関する審議会その他の合議制の機関（以下この条において「市町村合併推進審議会」という。）を置くものとする。
- 2 市町村合併推進審議会は、前項に定めるもののほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自主的な市町村の合併の推進に関し重要な事項を調査審議することができる。
- 3 市町村合併推進審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

宮崎縣市町村合併推進審議会条例（平成17年10月5日宮崎県条例第68号）

（趣旨）

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第60条第3項の規定に基づき、同条第1項の規定により県に置かれる合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（宮崎縣市町村合併推進審議会）

第2条 前条の合議制の機関は、宮崎縣市町村合併推進審議会（以下「審議会」という。）とする。

（組織等）

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

(1) 市町村の長

(2) 市町村の議会の議長

(3) 学識経験のある者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第6条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

附 則（平成20年3月26日条例第4号抄）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。